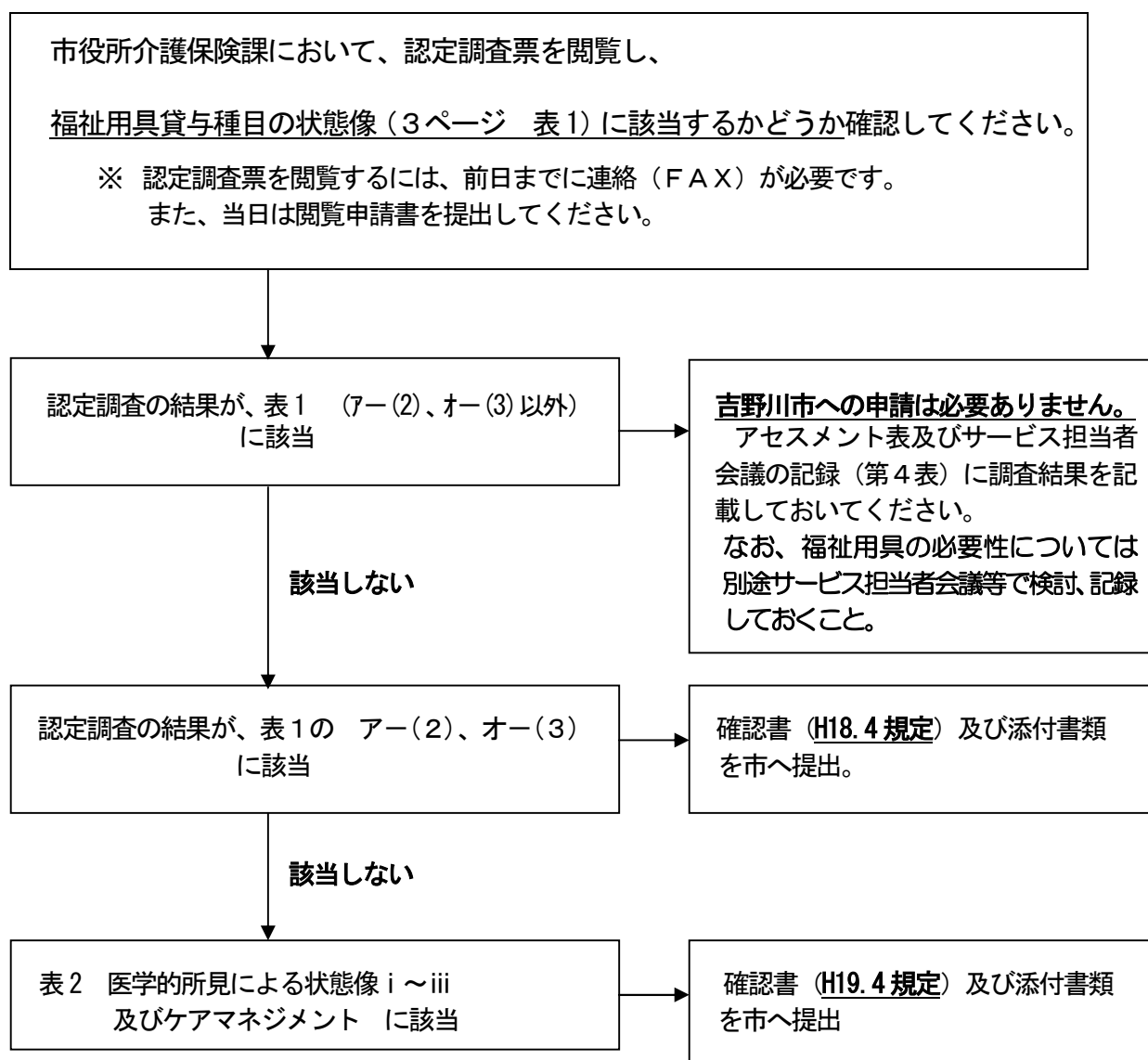


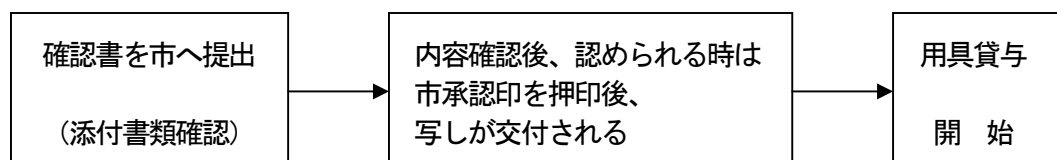
軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る申請について

● 例外給付の取扱いはおおりのとおりです。

介護保険認定結果が「要支援 1・2 及び要介護 1」の方で、特定の福祉用具貸与を必要とする時は、早急に次のフローチャートにしたがって手続きを行ってください。



※ 申請手続きはおおりのとおりです。



● 適切なケアマネジメントが必要です。確認してみましょう。

①例外給付は、あくまで「例外」です。このことを理解していますか。	はい ☐	いいえ ☐
②対象外種目に関係する、本人の日常生活動作（状態像）を把握していますか。	はい ☐	いいえ ☐
③本人や家族の希望というだけで導入しようとしていますか。	いいえ ☐	はい ☐
④ケアマネジャーが行うマネジメントにおいて、主治医の医学的な所見が反映されていますか。	はい ☐	いいえ ☐
⑤福祉用具貸与の状態像に関する医学的所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点等、幅広い医学的意見の入手にも努めていますか。	はい ☐	いいえ ☐
⑥ 本人の心身状況から該当する状態像が明確となっており、それに該当する福祉用具貸与について検討されていますか。また対象種目が合っていますか。	はい ☐	いいえ ☐
⑦ サービス担当者会議では、 <u>医学的所見をふまえて</u> 、以下の点について具体的に話し合われ、関係者の共有化が図れていますか。また、記録をしていますか。 (ア) 心身状態や該当する i、ii、iii に関する状態像、福祉用具種目の必要性 (イ) 期待される効果やサービス提供上・療養上の留意点	はい ☐	いいえ ☐
⑧ 福祉用具貸与後は、モニタリング等によって、状態の把握や福祉用具貸与の必要性を見直していますか。また、その結果を記録していますか。	はい ☐	いいえ ☐

右側にチェックがつく場合は、その項目について、もういちど内容を確認しましょう。

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いの概要

1. 例外給付の対象（平成18年4月からの規定であり、平成19年4月以降も継続）

要支援1・要支援2及び要介護1の者は、その状態像から見て以下の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できないが、表1に該当する者について例外的に給付を認める。

表1

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常に歩行が困難な者	「できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがりが困難な者	「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	「意思を他者に伝達できない」など 「全介助」以外
オ 移動用リフト（除つり具部分）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者	「できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	「一部介助」または「全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※

※アの(2)及びオの(3)について

該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断し、市へ確認書を提出する。

2. 平成19年4月に追加された例外規定

以下の手続きにより保険給付対象として認められた方について、表1のア～オの福祉用具種目の貸与が可能となります。

表2

申請要件	① 下記のi)～iii)いずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、 ② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合
状態像	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態に該当する者＜例：パーキンソン病の治癒薬によるON・OFF現象＞ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の状態像に該当するにいたることが確実に見込まれる者＜例：がん末期の急速な状態悪化＞ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 ＜例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避＞ 注 括弧内の状態は、あくまでも(i)～(iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎずカッコ内の状態以外のものであっても、(i)～(iii)の状態であると判断される場合もありうる。

